

ホットな

消費者ニュース



～消費者被害にあわないための最新情報をお届けします！～ VOL. 36

中高年のマルチ商法トラブル増加中！の巻

入手紹介友会そ
る数介達員れ
の料すにに
よがれな
！ばって



ワンセット
20
万円だけど

この水、身体にいいのよ
細胞が活性化されて
万病にきくの

若い人は
大変ね

と
思っていたら



昔からの
友人に
誘われて

お久しぶり



●「儲かる」などの甘い言葉には注意しましょう！

●マルチ商法は、知人・友人を勧誘していくので、人間関係も壊れかねません。

●連鎖販売取引に該当すれば、契約書を受取ってから20日間以内であれば、**クーリング・オフ**できます。

※おかしいと思ったら、すぐ消費生活センターに連絡しましょう！

●和歌山県消費生活センター

和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8F

電話：073-433-1551 FAX：073-433-3904

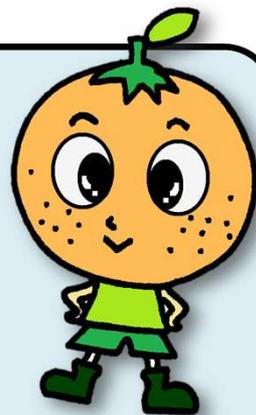
(月～金) 9:00～17:00 (土・日) 10:00～16:00 (電話相談のみ)
(祝日・年末年始を除く)

●和歌山県消費生活センター紀南支所

田辺市朝日ヶ丘23番1号 県西牟婁総合庁舎内

電話：0739-24-0999 FAX：0739-26-7943

(月～金) 9:00～17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)



みかすけ

イラスト:鈴木 薫